

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月3日 07時30分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市富島港北東沖 富島港北防波堤灯台から真方位035° 360m付近 （概位 北緯34° 33.2′ 東経134° 56.1′）
事故の概要	漁船庄福丸は、南南西進中、また、プレジャーボート住吉丸は、北西進中、両船が衝突した。 庄福丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、住吉丸は、右舷船首部に亀裂を伴う破口を生じた。
事故調査の経過	令和4年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 庄福丸、6.4トン HG2-3828（漁船登録番号）、個人所有 13.48m (Lr) × 2.92m × 1.13m、FRP ディーゼル機関、201kW、昭和57年10月14日 B プレジャーボート 住吉丸、5トン未満 260-21129兵庫、個人所有 6.74m (Lr) × 1.85m × 0.57m、FRP ディーゼル機関、40.50kW、昭和61年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 令和3年9月1日 （令和8年10月5日まで有効） B 船長B 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年10月26日 免許証交付日 平成30年9月12日 （令和6年5月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷

	B 右舷船首部に亀裂を伴う破口（廃船）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、令和4年4月3日04時00分ごろ富島港を出航し、07時20分ごろ操業を終えて同港北北東方の漁場から帰航を始めた。</p> <p>船長Aは、操舵室後方右舷側にある舵輪を立った姿勢で持ち、右舷船首方を見ながら手動操舵に当たり、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で富島港に向けて南南西進していた。</p> <p>（写真1 参照）</p>  <p>写真1 船長Aの操船姿勢（再現）</p> <p>船長Aは、07時29分ごろ操舵室後方左舷側に移動して船首方を見た時、左舷船首方約150mにB船ほか1隻のプレジャーボート（以下「C船」という。）が北西方に航行しているのを認めたが、A船がこのまま航行を続けても、B船とC船の船尾方を通過すると思い、舵輪のところに戻って同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、07時30分ごろ衝撃を受けて、船尾方にB船を確認し、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船をB船に接近させて、船長Bが負傷していないこと及びB船の損傷状況を確認後、B船に併走して富島港に戻り、118番通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で06時20分ごろ富島港を出航し、同港北東方の海岸付近から約2knの速力で北西進しながら釣りをを行い、沖に出るとまた海岸付近に戻って北西進する釣りを繰り返していた。</p> <p>船長Bは、海岸付近から北西進しながら右舷船尾部で釣りを始めた時、他船のエンジン音が聞こえ、右舷方約300mにB船に向かってくるA船を認めたが、ふだん低速力で釣りをを行っているB船を航行中の他船が避けてくれていたので、A船もB船を避けてくれると思い釣</p>

	<p>りを続けた。</p> <p>船長Bは、その後、A船が右舷方約50mまで接近してもB船を避ける様子がなかったため衝突の危険を感じ、機関を後進としたが間に合わず、B船の右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船の損傷状況を確認後、富島港に帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船(同型船) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、操舵室後方左舷側に移動して、左舷船首方にB船とC船が北西方に航行しているのを見た時、B船もC船も釣り船で、C船が白波を立ててA船の右舷船首方に通過して行ったので、C船と同じ方向に航行しているB船もA船の右舷船首方に通過して行くと思い、操舵室後方右舷側にある舵輪のところに戻ってからは、操舵室により左舷船首方が見えにくく、B船が低速力で釣りをしているとは思っていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、舵輪のところに戻った後、入港に備えてA船の右舷船首方に見える富島港北防波堤灯台との方向や距離を確認することに意識が向いていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、他船が釣りをしているB船を避けてくれると思わず、A船がB船の方に向かってきていると気付いた時に、早めに避航すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、操舵室により左舷船首方が見えにくい状態で富島港に向けて南南西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、富島港入港に備えて右舷船首方に見える富島港北防波堤灯台との方向や距離を確認することに意識を向けて航行を続けたことから、船首方を低速力で航行中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操舵室後方左舷側に移動して船首方を見た時、左舷船首方に認めたB船もC船も釣り船で、白波を立ててA船の右舷船首方に通過して行ったC船と同じ方向に航行しているB船も、A船の右舷船首方に通過して行くと思ったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、富島港北東方沖から約2knの速力で釣りをしながら北西進中、船長Bが、右舷方からB船に向かってくるA船を認めたが、釣りをしているB船をA船が避けてくれると思い、釣りを行いながら低速力で航行を続けたことから、衝突の危険を感じて機関を後進とし</p>

	<p>たが間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん低速力で釣りをしているB船を航行中の他船が避けてくれていたことから、A船がB船を避けてくれると思い、釣りを続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、富島港北東方沖において、A船が南南西進中、B船が低速力で釣りをしながら北西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方に見える富島港北防波堤灯台との方向や距離を確認することに意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、釣りをしているB船をA船が避けてくれると思い、釣りをしながら低速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、複数の他船を視認した場合、各船の動向を確認し、通過するまで継続して見張りを行うこと。 ・ 船長は、航行中、一定方向のみに意識を向けず、常時適切な周囲の見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、他船が自船を避けて航行するとは思わず、早期に避航措置を採ること。 ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

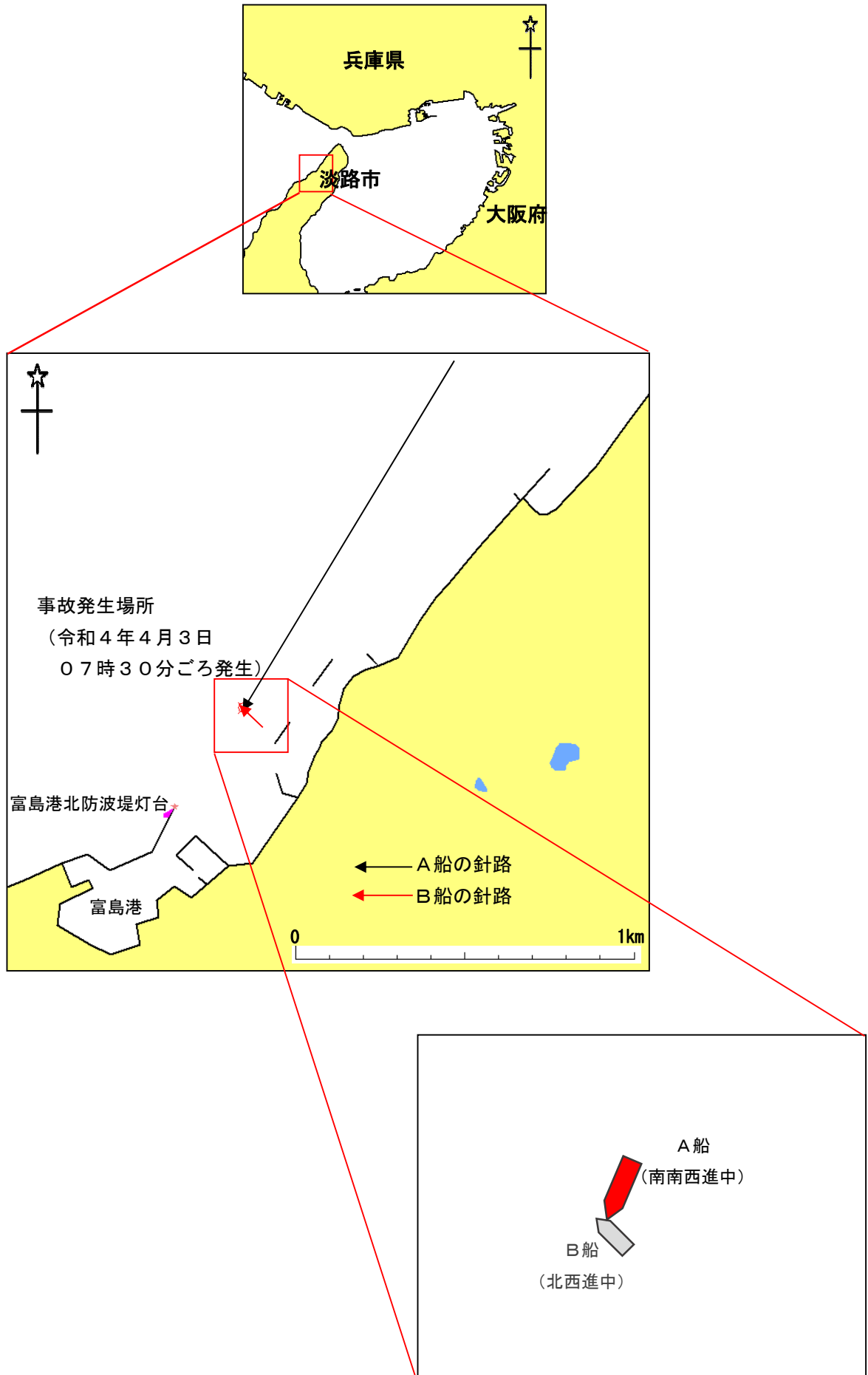


写真2 A船



写真3 B船（同型船）

